## 3 国(厚生労働省)が検討している「方向性」に 対する私たちの懸念(以下の3点に反対です)

# (1) 量の拡大のために「質」(水準)の低い整備でもやむを得ないとしていることに反対です

(理由) 学童保育は子どもの毎日の生活を保障し、心身ともに健やかに育成する施設として一定の質の確保は欠かせない。量の拡大を理由に「低い水準の整備でもむを得ない」ものとするべきではない。

### (2) 介護保険制度の仕組みも検討されていることに反対です

- (理由) 学童保育では、個々の子どもの「要保育度」に応じた対応(保育内容や職員の関わり)ということではなく、集団で営む生活の中で築く人間関係のなかで安心して生活できるようになる。そのことにより学童保育が子どもが育つ場となっていく。個々の子どもたちをバラバラにして見る仕組みは成り立たない。
- (理由)上記の理由から補助金も、利用家庭への個別補助とすることにはなじまない。また、個別家庭への補助金では学童保育の運営が不安定になる。「介護保険制度」のような制度の仕組みは学童保育に導入すべきではない。

# (3)「全児童対策事業との一体的運営もありうる」としていることに反対です

- \*子どもたちが生活する「施設(部屋)」も職員(指導員)が同じである「一体化」では、学童保育は廃止されたも同然です
- (理由)「働く親を持つ子どもの生活の場を保障する」こと(学童保育)と、「すべての子どもを対象とした自由に利用できる遊び場・居場所」は、区別して充実させたうえで、連携を図ることが必要。

学童保育という「生活の拠点」から、地域の「児童館」や「放課後子ども教室事業」などに遊びに行くという関係にあるので、「生活の拠点」と「地域の遊び場・居場所」双方の整備が必要となる。

(理由)「放課後子どもプラン」は二つの事業の「一体的あるいは連携」ではなく、地域の子育て支援の核となる児童館を小学校区ごとに整備するなど、総合的な放課後児童対策として発展させていくことが望まれる。

### 別紙1 小学生の放課後の過ごし方

小学生は、毎日の放課後や土曜日、夏休みなどは多様な過ごし方をしています

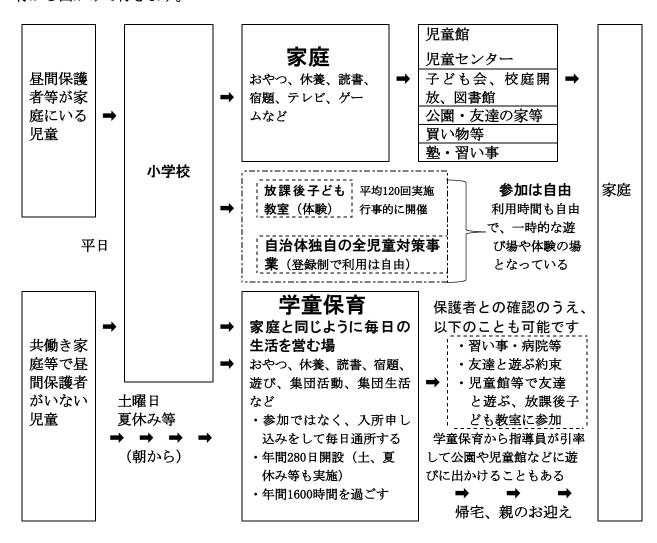
#### ●保護者等が家庭にいる子どもたちは、家庭も含めてさまざまな過ごし方があります

保護者等が家庭にいる子どもたちは、学校がある時は、一度家庭に帰ってきます。それから、 家庭で過ごすことも含めて、さまざまな過ごし方をします。土曜日、夏休み等にも、家庭で過ご すことも含めて、さまざまな過ごし方が選択できます。

選択肢は多様であり、参加したり、過ごす時間も多様です。

#### ●共働き等で昼間保護者が家庭にいない子どもたちは学童保育が家庭の代わりです

働く親を持つ子どもたちには、学童保育という家庭に代わる「毎日の生活の場」が必要です。 共働き・一人親家庭など、昼間、保護者が家庭にいない子どもたちは、学校が終わると学童保育に「ただいま!」と帰ってきます。外出時は、学童保育で生活することを基本として、学童保育から出かけて行きます。



\*学童保育から、遊び場や体験の場である「放課後子ども教室」や「全児童対策事業」に参加することもできます。遊びが終わると、学童保育に戻ってきます。